

2021年度一般選抜(学部学科試験・共通テスト併用型) 記述式問題 解答

学部・学科:2月4日 文学部 哲学科

問題Ⅱ

本問では、「法／制度／契約」の概念区分の正確な理解が問われている。各概念は著者独自の用語法に従うため、意図に即した理解が不可欠となる。例えば「法／制度／契約」は、実践上の区別以上に、法の制定根拠の類型化を意味する(ゆえに「法」概念は二義的である)。また「制度」概念も、上意下達による「規制」ではなく、社会的に構築された「慣習」に基づくあり方を意味する。「否定」と「肯定」も、性悪説と性善説などではなく、自然発生的なものの禁止と容認を意味する。これら独自の用語法に注意した上で、この枠組みをさらに一般化し、具体的な事例に適用できるまでに理解が進んでいるかが最終問題において問われている。

設問1

社会契約説が、自然状態にある人間の自由に対する法による禁止という否定的なものに基づくのに対し、制度論は、自然状態の抽象性を批判し、より具体的な人々の満足や共感の偏在性、行為・習慣の多様性から創意工夫を通じて構築された制度という肯定的なものに基づく。

設問2

例えば、結婚制度が作られた後で重婚が法律的に禁止されるように、法に即して社会制度が作られるのではなく、社会制度に即して法が作られるということ。それは社会制度の法的制限ではなく、その法的保障を意味する。

設問3

国際社会や帝国からの常なる脅威下にあるガリツィアのような地域にとって、法や制度の確立による国家としての独立は、法や制度の硬直化を招き、かえって外的脅威への柔軟な対応を困難にする。むしろ、帝国の属州となれども、当事者同士のその都度の意思のみに基づき、留保条件も含む時限的な契約を通じて、時々刻々と変化する国際情勢に臨機応変かつ柔軟に対応してゆく道のこと。

設問4

法: 法による社会規範の構築が有効だと考える。感染症とは一般的な病とは異なり社会全体での統一的な対応が不可欠な病である。そのため、誰にも例外なく適用され罰則規定もある厳格な法による徹底した対策が有効だと考える。ただしそこには、移動の自由などの基本的な人権の制限が伴う。また地域差や感染状況の急激な変化などに柔軟に対応することも困難だ。さらに人々の自発的で自律的な対策の機会も奪われ、相互監視社会を生む可能性もある。だが、成文化された法は、人々が自身の行動を律する際の明確な参照点を提供し、社会全体の統一のとれた秩序ある行動を可能にする。また、場当たりの政策が惹起する人々の不安の解消も期待される。

制度: 制度に基づく社会規範の構築が有効だと考える。たしかに感染症とは一般的な病とは異なり社会全体での統一的な対応が不可欠な病である。だが社会とは決して一様ではなく有効な対策も各社会レイヤーで異なる。そこで、まずは各レイヤーにおける自発的な対応策や制度設計を促し、その上でそれらを反映させた法を整備することが得策だと考える。ただしこの対応は即時性を持たず合意形成にも時間がかかり拘束力も弱い。だが、初期対応としては効力を欠くとしても、長期的な視点に立つなら、自発的な制度に基づく社会規範の構築こそが、社会の多様性に応じ、自発的であるがゆえに持続可能で信頼性の高い対策を可能にすると考える。

契約: 契約による社会規範の構築が有効だと考える。未知の感染症には、時事刻々と変化する状況に臨機応変に対応できる柔軟性が不可欠である。また感染状況も一律ではなく地域差に応じた対応も重要だ。ゆえに、各地域、各社会レイヤーがそれぞれの具体的な状況に応じて、その都度合意をとりながら柔軟に対応しうる契約が最も有効だと考える。たしかに、時限つきで地域差のある契約は法的安定性を欠き、法や社会への信頼感の喪失のリスクはある。契約主体への依存度も高く、迅速な合意の保証もない。だが契約は、更新のたびに社会全体が対策を再検証する機縁ともなり、また一律な法適用による不適切な権利侵害などを回避することも可能にする。

2021年度一般選抜(学部学科試験・共通テスト併用型) 記述式問題 解答

学部・学科:2月4日 文学部 哲学科

問題Ⅲ

[a]

必然性と偶然性はどのように違うのだろうか。私たちに馴染み深い必然性は、数学における定理であろう。ユークリッド幾何学において三角形の内角の和は180度である。そこに例外はない。つまり、数学的定理のように他の可能性がないときに必然といえる。このことから、可能性の有無が、必然性と偶然性を分ける基準になると考えられる。それでは、可能性とは何か。コイン投げについて考えよう。コインを投げるとき、私たちは、表が出る可能性と裏が出る可能性について考える。可能性の有無が必然性と偶然性を分ける基準となるのであれば、表か裏が出る事象は偶然的事象となる。しかし、本当にそうだろうか。カメラでコインの動きを撮影し、スローモーションで見ると、表裏のどちらが出るかということは決まっていることがわかる。つまり、肉眼ではどちらが出るかわからないために偶然的事象となったが、実際は必然的事象であったことになる。私たちの知識が不十分であったため、必然的事象であるにもかかわらず、偶然的事象に思えたことになる。しかし、世界の側にランダムに振る舞う何かがあると仮定すれば、私たちの知識によらない偶然性というものが存在することになる。可能性は、認識と存在の異なるレベルにおいて考えられることになる。つまり、必然性と偶然性は可能性の有無ということを基準に分けることはできるが、さらに、可能性が生じる理由について哲学的な問題があるといえる。

問題Ⅲ

[b]

知識の基礎付けについて考えたい。私たちがもつ知識の特徴として、客観性があるだろう。なぜなら、ある事柄をただ主観的に信じているだけでは知識とはいえないからだ。自分だけにしか理解できない知識というものを考えることはできない。また、主観的に信じているだけでは、信じている事柄が誤っている可能性がある。したがって、知識は客観的であり、その正しさも保証されていないといけないことになる。しかし、ここで問題となるのは、どのようにすれば客観性と正当性を保証できるのかということである。例えば、なんらかの知識の体系があったとしよう。このとき、体系内の個々の知識には論理的な関係性があるはずだ。つまり、ある知識は別の知識を支えていることになる。各々の知識の関係性の中で論理的な整合性があれば、その正しさを保証することができるだろう。そして、論理的であるため、客観性も保証できるだろう。しかし、なぜ私たちは、そのような論理的に整合性のある知識の体系を受け入れるのだろうか。少なくとも、その知識の体系には、私たちが認めざるを得ない根拠となる知識があるはずである。それが、その体系の基礎となるのではないだろうか。そして、その基礎は、誰にとっても事実として受け入れられるような事柄でなければならぬだろう。知識を基礎付けるとは、私たちが受け入れざるを得ない根拠となる基礎的な知識を見出すことといえるだろう。

問題Ⅲ

[c]

哲学と科学の関係について考えたい。哲学と科学は異なる学問のように思われる。哲学において実験観察を行うことは通常ない。他方、科学は実験観察を行い、数学を用いる。両者の研究の方法は異なる。そのような意味で、哲学と科学は異なる学問といえるだろう。しかし、異なる学問ということ根拠に両者を無関係と結論づけることはできない。実際、科学から生じる問題の中には、科学の方法論では答えを出すことが困難な哲学的問題が含まれているように思える。例えば、生命を科学的に研究した場合、機能的側面についての理解は深まるだろう。どのように生命が誕生したのかというプロセスさえわかるかもしれない。しかし、なぜ生命が誕生したのかという哲学的問題は残るだろう。このようなことを踏まえると、哲学と科学は、世界に対して異なる切り口で問いを投げかけ、それに答えようとする営みであり、両者は世界を多角的に理解する上で相補的關係にあるといえる。歴史を振り返ると、確かにそのような関係であることがわかる。タレスが万物の根源を水としたことが哲学のはじまりとされるが、神話に頼らず世界を理解しようとした科学的精神の芽生えであったともいえる。「なぜ」という哲学的問題は「どのように」という科学的問題に変わる。そして、「なぜ」という哲学的問題がさらに生じる。哲学と科学は世界を理解するための相補的關係、そして、互いが問いを提供し合う関係といえるだろう。

2021年度一般選抜(学部学科試験・共通テスト併用型)

記述式問題 解答

学部・学科:2月4日 文学部 哲学科

問題Ⅲ

[d]

知覚したままに世界は存在するかという問題について考えたい。私たちは、外界を知覚する際、感覚器官を用いる。例えば、目について考えてみよう。網膜で得られた刺激は、電気信号として脳に到達する。そして、私たちは、脳において何らかのイメージを獲得する。つまり、私たちは、目を通して得た脳内のイメージを捉えていると言った方がよいだろう。私たちは、頭蓋骨の外に出ることができない存在なのだ。このように考えると、私たちが知覚する事柄は、私たち人間の感覚器官と脳機能の制約を受けているように思われる。実際、私たちの肉眼では紫外線を見ることはできないが、蜜蜂には紫外線が見える。このようなことを踏まえると、生物によって現れる世界は異なり、私たちもまた、私たち人間にとっての世界を知覚していることになるだろう。しかし、仮に私たちが知覚する世界が実在する世界とまったく無関係であった場合、私たちは生きていくことができるだろうか。頭上に物が落ちてきて、それに気づいた場合、私たちはそれを回避する。うまく避けられなかった場合は怪我をしたらどう。落ちてきた物の大きさによっては、生死にかかわりかねない出来事だったはずだ。このように考えると、私たちが知覚する世界が、実在する世界と無関係であるとは言えない。しかし、厳密な意味において、知覚したままに世界は存在するとはいえず、知覚された世界は実在する世界の良い像であるとはいえない。

問題Ⅲ

[e]

道徳の規則のあり方について考えるために、カントの議論を踏まえながら、その規則の条件について改めて考えたい。私たちは、道徳的な判断を行う。例えば、善悪の判断があるだろう。このとき「自分にとって都合がよい」ということを理由に判断してはならない。これは、条件によって変わりうる判断であり、常に成り立つ判断ではない。条件によって、規則が変更されてはいけない。また、判断を誤るようなことがあってもいけない。したがって、道徳の規則は、普遍性をもって正しい判断が可能な規則でなければならないだろう。つまり、普遍的で妥当な規則である必要がある。このような規則として、自然法則が考えられるかも知れない。自然法則は、私たちが従わざるを得ない法則である。仮に道徳の規則が、このような法則であれば、私たちには自由がないことになりかねない。道徳の規則は、私たちの自由が失われるようなものであってはならない。そこで重要になるのが、私たちが理性的存在であるということだ。私たちは理性的存在者として、普遍性をもつ妥当な規則のある種の法則として打ち立てることができるだろう。そして、それは、自らが打ち立てたものであるがゆえに、結果、自らがそれに従うことを選択したことにもなる。そこに自由がある。つまり、人間の自律もまた道徳の規則において重要な要素となる。したがって、道徳の規則は、普遍的で妥当であり、自律の上で自由を保証するものとなる。